平成２８年（フ）第１４５号
川崎市多摩区東生田１丁目６番22―402号メゾン渡辺、前住所川崎市多摩区宿河原３丁目23番５―105号
債務者　亀井　幸嗣
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
川崎市宮前区五所塚１丁目10番地３　エステート五所塚　201、前住所川崎市多摩区菅稲田堤１丁目14番28号　サンハイツＡ　102
債務者　野崎　貴靖
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
川崎市川崎区小川町16番地14　デルフィーノ102
債務者　横山　美科
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
川崎市麻生区岡上1610番地79
債務者　小川　大介
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
川崎市川崎区田島町11番９号、前住所川崎市川崎区南町22番地６　ライオンズマンション川崎第３　503
債務者　嵯峨　浩子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
川崎市川崎区昭和２丁目15番６号　メゾン昭和　103
債務者　山本　修次
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
川崎市高津区向ケ丘164番地２　セレーノ302
債務者　佐々木　愛
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
川崎市川崎区本町１丁目10番地１　リュービマンション　306
債務者　吉永　信生
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７６６号
名古屋市港区十一屋２丁目257番地の７、借入時の住所名古屋市昭和区雪見町３丁目16番地
債務者　古川　　亨（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８３号
名古屋市北区中切町４丁目68番地の２　サンライズハイツＪ１　203号
債務者　野々山英樹
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８０９号
名古屋市中区大須１丁目21番８号　プレサンス大須観音駅前サクシード203号
債務者　尾崎　昌也
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５２号
愛知県日進市栄４丁目605番地　インサイドＡ102
債務者　萩原　保夫
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２号
京都府綾部市上杉町大田11番地の１
債務者　藤田　　学
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
高知市長浜24番地
債務者　今橋　由佳
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０３号
高知市一宮東町５丁目10番１―703号
債務者　小松　淳子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０５号
高知市入明町12番８号
債務者　西森　千恵
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５７１号
札幌市北区屯田６条２丁目９番21―302号、申立時の住所北海道石狩市花川東１条３丁目40番地
債務者　木戸　靖春（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部